

# 明治の立行司の席順

根間弘海

## 1. はじめに

明治時代になると、行司は木村家と式守家の二家になった。そのトップが木村庄之助であり、式守伊之助である。現在もこの二家が残る、行司はそれぞれ木村姓と式守姓を名乗る。木村庄之助は主席行司であり、式守伊之助は第二席行司である。ところが、明治時代には木村庄之助が必ずしも主席ではなく、ときには式守伊之助が主席になっている。さらに、明治38年春場所まで、木村瀬平が第二席にあり、式守伊之助は第三席であった。それでは、いつごろ、木村庄之助と式守伊之助の席次が現在のように定着したのだろうか。

明治44年5月場所、第三席の木村庄三郎が10代式守伊之助を襲名している。つまり、木村姓が式守姓に改正し、式守家のトップになっている。それから1年後の明治45年5月場所、10代式守伊之助が17代木村庄之助を、木村進が式守伊之助をそれぞれ襲名している。つまり、席次の順序に従って地位がそれぞれ昇格している。これが現在も続いている。それでは、その順送り人事は明治45年5月場所に決まったのだろうか。それとも、明治44年5月場所以前に決まっていたのだろうか。

このように、明治時代には木村庄之助が必ずしも主席とは限らない。また、木村家と式守家のトップが名義を変え、木村姓が式守伊之助になったり、式守伊之助が木村庄之助になったりしている。本稿では、そのような変化がいつごろ生じたかを文字資料で確認していきたい。文字資料としては、主として、新聞記事や雑誌記事である。具体的な関心事は、次のような点である。

- (a) 立行司の決定権は協会にあったか、それとも両家にあったのか。
- (b) 協会が両家を支配下に置いたのはいつごろか。
- (c) 木村庄之助と式守伊之助の席次はいつごろ決まったのか。
- (d) 木村庄之助と式守伊之助の襲名が席次順になったのはなぜか。
- (e) 木村瀬平はなぜ第二席になったのか。

これらの事柄を調べていくが、いずれも具体的な年月を指摘することは難しい。なぜなら新聞記事や雑誌記事は第三者が書いたものだからである。しかし、新聞記事や雑誌記事から大体の年月を推測することはできる。

## 2. 協会の行司支配

木村家と式守家が協会の支配下になったのは、おそらく、明治30年以前である。『相撲画報夏場所号』(T12.5)の「行司部屋の独立を喜ぶ」(pp.52-3)に次のような記述がある<sup>1)</sup>。

「明治20年すなわち14代木村庄之助、8代目式守伊之助の両名が立行司として土俵に上がった当時までは、行司部屋は立派に独立し、今日のように決して力士部屋に隷属してはいなかったのである。

したがって東京大角力協会に属する行司は全部庄之助・伊之助の両立行司の監督下にあつて、その地位の上下はもとより給金の増減、さらに地方巡業の出張方面に至るまでも決して力士部屋の干渉を許さなかったが、15代目庄之助と9代目伊之助の両立行司が微力というよりはその当時の取締であつた初代高砂の勢力がすべてを押し、行司を独立させておく必要がないとて、ついに力士部屋に隷属させ、而してその当時までは現在の行司溜りと称する場所の収入は幕下以上の行司の取得であつたものをこれもまた取り上げてしまった。

この頃の大関の給金は25円止まりで立行司も同格であつたが、しかし、行司溜りからの収入が毎場所16、7円あるため給金としてはそれを加算され、立行司でも9円止りであつた。そんな関係があるのもかまわず、初代高砂はこの行司溜りの収入をも無償で取り上げてしまい、その他、行司の独立を無視した行為に出たので、当時の行司中最も硬骨漢であつた木村銀次郎すなわち昨年病没した検査役の峰崎銀次郎は憤慨し、行司を廃業して年寄になってしまったほどである。

それ以来、まったく行司の権威は地に落ち、立行司でも弟子の番付や給金を上下する権能はなく、したがって弟子からは軽んぜられ、殊に甚だしいのは横綱や大関の顔を合わすべき地位にある行司も地方巡業となれば、その隷属している部屋の組に横綱もしくは大関がいなければ自分の地位以下の力士の顔を合わせ、それとまた反対に力士に横綱や大関がいてもその部屋の組に同格の行司がいなければ、同格以下の行司で間に合わせるなど、格式を尊ぶ角力道もまったく協会幹部の御都合次第と言つたわけであつた。

なお、収入の点においても横綱・大関のある大組に付属している行司は幕内格くらいでも地方巡業となれば小組に隷属している立行司の倍額以上といった矛盾があり、自然行司の中には力士や年寄の鼻息を窺う者も出て、ますますその権威を失墜させるといった弊害があつたが、(後略)」(pp.52-3)

この記事から次のようなことがわかる。

- (a) 明治20年代後半までは、両家は協会から独立していた。つまり、行司の人事権だけでなく、給金や地方巡業などの割り振りも両家で行なっていた。
- (b) 明治30年頃になって、協会が両家を支配下に置いた。行司溜りから得ていた収益も協会が取り上げてしまった。
- (c) 木村銀次郎は協会のやり方に憤慨し、行司職を辞め、年寄専務になった。この銀次郎が辞めたのは明治32年春場所中なので、両家が協会の支配下になった年月はそれ以前である。具体的には、おそらく、明治30から32年の頃であろう。
- (d) 行司の収入源が縮小されたので、両家の維持が不安定になった。特に両家の首席行司の権威が揺らぎ、行司間の統制が利かなくなった。代りに、行司の間で協会を重視する傾向が

表れた。

次の記事の中にも同じ趣旨のことが述べてある。

・『相撲号』（T14.5-6）の「角界刷新の急務は行司団の独立」（pp.54-8）。

「今より数十年の前は、行司は木村、式守の両家に付属し、その進退黜陟<sup>ちゅうてい</sup>までも木村、式守の両家で支配したのである。然るに今より数十年前、先代八角が検査役であった時に取締雷（先代）を説き勧めて行司の支配を協会取締りの手に移したのであった。この時に木村銀次郎（後に年寄峰崎となった人）は前途を悲痛し、直ちに辞表を提出して年寄専務となったのであるが、爾来行司の独立が失われて、終には行司を力士の部屋々に養成付属せしめ、行司自身をして『行司は力士の幫間なり』とまで悲鳴を挙げしむるに至ったのである。行司の支配を協会の取締りに移した時すら木村銀次郎は前途を悲痛して隠退<sup>かくたい</sup>したのである。況してこれを力士の部屋付属とするに至ってはその生活の必要と親方の恩誼<sup>おんぎ</sup>と力士の勢力<sup>ついき</sup>とに圧迫されて、終に幫間たらざるを得ないのであって、その結果は場合によって団扇の揚げ方にも不公平を免れざるにいたるのである。」（p.58）

行司は、もちろん、明治32年春場所以前から相撲部屋にも所属していたが、その人事権は木村家や式守家に所属していた。そのような特権を協界が取り上げたのが、明治32年春場所以前だということになる。

・『夏場所相撲号』（S6.1）の「古今近代の立行司」。

「(前略) 銀次郎は早く行司を辞め、年寄峰崎となり (中略) そのときは大雷が取締であった。その門下で大鳴門と言われた大関が後に八角となって検査役を勤めていたが、この八角は才気のあった男で協会改革などの考えがあつて、これまで行司は一切木村・式守の両家で支配したのをその時より大雷<sup>つと</sup>に助めて取締において支配することに定めた。で銀次郎はこれを憤慨し、直ちに辞表を出して年寄となることをも届け出た。」（pp.102-3）

このように、明治31年頃までには木村家と式守家は協会の支配下になっている。そのように見るのが自然である。木村銀次郎が行司を辞めたのがそのせいだったかどうかは定かでない。というのは、年寄になっても元々行司出身であり、行司に見切りをつけるのは不自然だからである。年寄になった方が行司だけでなく相撲界を改革するのだという意気込みであれば、年寄の道を選択した大義名分が立つ。行司であることに憤慨して行司を辞めたという趣旨の記述に接すると、他にも辞めた理由がなかったか気になるところだ。しかし、他の理由についてはそれを確認できる資料をまだ見たことがない。

協会が行司を支配するようになると同時に、行司の養成も相撲部屋で行なうようになった。

・『角界時報』（S12.5）の「角界事物詳解」。

「江戸行司は爾来、木村、式守二家で支配し、その主席者が、庄之助、伊之助を襲名してきたが、明治の中頃から、行司もまた相撲協会<sup>（協会）</sup>で支配し、普通の相撲年寄の家でも行司を養成し、木村、式守を問わず、庄之助、伊之助を席順によって襲名することとなった。」（p.14）

一旦両家の支配が崩れると、トップの木村庄之助と式守伊之助もその力を失い、結果的に、名義交換だけでその名前を襲名するようになる。それが実現したのは明治44年5月だが、後で見ると、名義交換によって式守伊之助と木村庄之助を襲名することが決まったのは明治39年頃のようなのだ。同時に、木村庄之助を首席、式守伊之助を第二席とすることも明治39年頃に持ち上がった可能性が

ある。明治38年春場所後に第二席だった木村瀬平が亡くなったので、それがきっかけとなり、大きく変化したようだ。

### 3. 16代木村庄之助襲名

木村庄之助は木村家で決め、式守伊之助は式守家で決めると思われがちだが、事實は必ずしもそうではない。誰を木村庄之助や式守伊之助にするかは、両家というよりも協会で決定している。明治時代になってからそうなのではなく、江戸時代もそうだったはずだ。両家で誰がトップになるかはほぼ決まっていたが、それを決定するのは協会だったのである。それを裏付けるのは、16代木村庄之助襲名を巡る記事である。木村家では誠道か瀬平のうちどちらかが木村庄之助を継ぐことは知っていたが、それは慣例として当然である。しかし、誰にするかを決めたのは協会であった。8代式守伊之助を首席行司として決めたのも協会である。

・『読売』(M30.9.24)の「相撲行司木村庄之助死す」<sup>2)</sup>。

「16代木村庄之助は木村誠道襲うべき筈なるも同人は身体いささか不具のところあれば、たぶん次席瀬平が一躍榮進すべしという」

15代木村庄之助が明治30年9月23日に亡くなった翌日、早速、新聞記事に次の庄之助を誰にするかが言及されている。本来であれば、首席候補者は木村誠道であるはずなのに、足が少し不自由のため次席の瀬平が襲名するはずだと推測している。

・『萬』(M30.9.24)の「15代目木村庄之助死す」<sup>3)</sup>。

「(前略) 明治17年に至り木村庄三郎と改名し四枚目の行司となり、常に高砂の部屋付となりおりて田舎興行の折には立行司をも勤むるに至りしが、皆これ高砂の引き立て多かりしによるなり。そのころ目下取締をなしおる雷権太夫は梅ヶ谷藤太郎とて日の出の勢いに横綱を張るに至りしが、その折、庄三郎は上席なる先代(14代目)庄之助、先代式守伊之助、木村庄五郎(今の瀬平)の三人を飛び越して梅ヶ谷横綱の軍配を引きたり。あまりに例外の事なれば行司仲間にては非常に不平を鳴らし、一場の紛紜起こらんとせしを高砂の勢力よく衆説を排し、先代庄之助すら涙を呑んで泣き寝入りとなりたるも、これがために庄之助は心平かならずしてついに病を惹き起し(中略)自宅に病死し、続いてその妻も発狂して死去したり。かくて木村庄之助の位置が空きたるより当時庄五郎今の瀬平は順推しに15代目を継ぐべきはずなりしも、同人は酒癖悪く人望なき男なりし故、ついに庄三郎は庄之助を継ぐこととなり、すなわち自分の持ちおる親分(年寄)株の木村瀬平の名を庄五郎に譲りて瀬平と改名させ、自分は15代目庄之助となりたり。(中略) 16代目の庄之助は木村誠道か木村瀬平か兩人の中にて継ぐこととなるべしという」

15代木村庄之助の行司歴からこの行司も当時、木村家の中で首席ではなかったことが分かる。つまり、庄五郎を飛び越して、15代庄之助を襲名している。その襲名のために年寄株を庄五郎に譲り、その庄五郎は年寄・木村瀬平となっている。その後、木村瀬平は一時行司を辞めたが、再び行司に復帰した<sup>4)</sup>。その際、誠道の次に据え置かれた。誠道が上位なので、本来ならば、誠道が木村庄之助を襲名するのが自然である。しかし、瀬平も襲名者の候補になっている。一つは、誠道が身体的に少し不自由だったことである。もう一つは、瀬平が年齢的に10歳ほど誠道より上で、経験が豊富だったことである。さらに、瀬平は押しの強い人で、自分が誰よりも優れた行司だと自負していた

ことである。いずれにしても、木村家で誰にするかを決めるのではなく、協会が決められている。木村家はそれを見守るしかない。すなわち、立行司を決める主導権は協会にあった。

・『読売』（M30.12.4）の「木村庄之助の候補者に就いて」。

「相撲行司故木村庄之助の候補者推選について少しく紛議の起りおる由はすでに記載したところなるが、この頃行司木村の一族は深く心配し種々協議したる折柄、来る1月場所番付は木村庄之助の名義を除き、式守伊之助行司筆頭の位置を占るならんと風説起れり。もつとも去る明治11年ごろ14代目木村庄之助死亡後、候補者未定の節、式守伊之助が一時筆頭たりし例もあれど、右伊之助は当時有名の人物にて、彼が土俵において東西とかける声は向こう両国までも響き渡れりと噂されしほど評判よき行司なれし上、協会筆頭（今日の取締）伊勢の海五太夫に縁故もあり、ために彼一代は行司上席を勤めたることなれど、今日その異例を引用さる時は木村の一族黙止するあたわず。番付確定の上果たして前記の風説が事実ならば一同異議を唱えるべしとの心算なる由にて、いよいよ庄之助の名義を明春大場所番付に記入せざるにおいては興業に際してまたまた一場の紛議を生ずべく、ために庄之助の候補者推選は至急を要することとなり、小錦組の年寄検査員阿武松緑之助は前記の趣意を含みて先頃帰京し雷権太夫と大いに協議するところありしという。それかあらぬか帳元根岸治右衛門は目下三重県巡業中なる海山大戸平組合の友綱武蔵川等へ何か協議のため出発せしとの事なるが、ある好角家の説によれば16代目庄之助候補者は不日肥後国熊本の家吉田追風氏より指定さるべしという。またある人の話にはとにかく1月場所だけ誠道を候補者となし後日瀬平をして継続せしむるか、はた誠道には特別の格式を与え松翁と名乗らせ、瀬平をして16代目庄之助に進めたらんには風波も立たず円滑に局を結ぶべしとのことなり。要するに今木村一族の心痛するところは明春番付に木村庄之助の名義を除名するの異例を恐るるにありという。以上記したる後達したる説によれば右候補者はいよいよ木村誠道に内決せしともいう」

この記事の中では、8代式守伊之助が首席行司になったことも述べてある。木村庄之助と式守伊之助が地位として決まっていたならば、式守伊之助（8代）が首席になるはずがない。8代式守伊之助がいかに優秀であっても、地位が固定していたならば、それは第二席にしかねない。しかし、当時、そのような地位は決まっていなかったのである。慣例として木村家は首席、式守家は第二席だった。式守伊之助を首席としてもそれに疑義を提示できないのは、それが規則化されていなかったからである。木村家としては慣例を破られ、面目を失い、歯がゆい思いをしていたはずだ。木村家の中では、今回、理由はどうであれ、16代木村庄之助の名を番付から外すことは容認できないという話し合いが行なわれていたかもしれない。これを見ても分かるように、木村家は誰を木村庄之助にするかに関し主導権を発揮していない。協会が瀬平と誠道のうち誰にするかを見守っているだけである。水面下の根回しはあったかもしれないが、木村庄之助を誰にするかを決定したのは協会である。これを裏付ける補強資料として次の記事がある。

・『時事』（M30.12.7）の「16代木村庄之助定まる」<sup>5)</sup>。

「15代木村庄之助の死去してより角觥協会においては、すこぶる候補者の選定に苦心し、兎も角も本月下旬地方巡業中なる役員の出京を待つこととなりしが、16代目の確定せざるにおいては、差し当り来年1月本場所の番付に差支えを生ずることとて、取締雷権太夫は版元根岸治右衛門と協議の上、同人を各地の役員に許して役員阿武松、関ノ戸、武蔵川、友綱、八角、井筒、若藤、伊勢ノ海等と交渉せしめたる結果、木村誠道を16代木村庄之助に選定することとなりし由」

木村誠道が16代木村庄之助を襲名すると、故15代木村庄之助の未亡人・きくから苦情が寄せられ

た。

・『都』(M30.12.23)の「襲名の苦情」。

「相撲行司木村庄之助の名跡は木村誠道へ免許することに決したることはすでに報じたるが、15代目故木村庄之助の後家深山きくがこの程故郷千葉県より帰京して右襲名免許につき、協会に対して苦情を申込みしたため、誠道は未だ正式に免許を受くるに至らずして紛糾中なるが、深山きくは庄之助が死亡の際は仮葬を出し置き、追って庄之助の襲名者定まらば相続者をして本葬を行わしめんとするに、協会にては仮葬を許さず、然るに今回式守伊之助の死亡について協会が仮葬を許したるは偏頗の処置なりと言うにあるものの如く、それも庄之助の名前は十歩も百歩も譲りて承諾するまでも、松翁の名は渡さずと拒みおれるが、協会にては今回伊之助の仮葬を黙許したるは、同人は来春の勧進元の一人なるが故、発表することあたわざるによれりとし、松翁の名は庄之助に付属せる年寄の名にして、15代目も協会より免許されたる名義なれば、他の売買のでき得る年寄株とは性質を異にするが故に、深山きくの承諾すると否とに拘わらず、正式の免許を行う筈なりと言われり由」

これはいわゆる「株」を巡る問題であり、当時の行司が経済的にどのような状況にあったかを知る手がかりになる。「松翁」は木村庄之助が引退したときの称号だが、それを譲り受けるときはそれに見合うお金を支払うべきだというものである。ところが、これは売買できる年寄株と違い、売買できないものである。未亡人はこれを勘違いしていたわけである。

・『読売』(M30.12.24)の「16代目木村庄之助の事」。

「行司木村庄之助名義免許は先代すなわち15代目庄之助の妻深山きくの故障ありために協会はいまだ正式の手続きをなすあたわざる由は前号に記載したるが、襲名者木村誠道より一昨日きくへ対し交渉の末、金50円及び来る1月より二期大場所ごとに10円ずつ送ることに示談整い、昨日約定書を交換したれば、誠道が正式の免許を受くるも昨今の中ならんという」

未亡人の苦情に対し相続料の名義でいくらか金銭が支払われることになった。この相続料が昔から慣例としてあったのか、16代木村庄之助の襲名に際し、たまたま支払うことになったのかは定かでない。表面上は襲名を円滑にするための相続料として支払っているが、理にかなっていないければ支払う必要はないはずである。木村庄之助になれば、給料以外に何らかの収益があったかもしれない。未亡人・きくの申し出を説得する経緯が次の記事で詳しく述べてある。

・『読売』(M30.12.27)の「16代目木村庄之助免許余聞」<sup>6)</sup>。

「故木村庄之助(15代:NH)が前名を庄三郎と呼び、行司三枚目なりしとき、すなわち去る明治16、7年のころ横綱梅ヶ谷藤太郎の推挙により庄之助、庄五郎兩人を凌駕して横綱を引き、のち遂に15代目庄之助となりたる際、瀬平の行司年寄名義を庄五郎に貸与したるなり。よって故庄之助妻深山喜久は良人庄之助の死亡するや、誠道は身体不具のところあれば、襲名者は必ず庄五郎ならんと想像し、庄五郎が16代目庄之助となりし上は、瀬平の年寄名義は自分方へ戻るのが当然なれば、瀬平の株は木村小市を養子となして生涯を送り、而して新庄之助(16代:NH)の方よりは相当の金円を得んと仕組みしに、その目算がらりと外れて誠道が16代目候補者となりしを聞き、庄之助に伴って切るに切られぬ松翁の名義を渡すを拒み、千葉または茨城地方旅行し、結局松翁の名義を譲るには良人庄之助の埋葬費及び数百円の借財及び自分の旅行費用等合計7百円の外に毎月10円ずつ襲名者より受けたしとの請求をなしぬ。ここにおいて仲裁者なる相撲棧敷屋高砂家の女将または相撲帳元根岸治右衛門等は喜久が万事を誤解しおるを気の毒に思い、種々説きつけ、やつの事にて当金50円、二期大場所ごとに10円を送金することと示談整い、いよいよ約定書を交換せんとしたるに、前号記載の如くたまたま苦情を言い出せしも、

誠道（すなわち新庄之助）はすでに肥後の司家より免許を受け、公然の手続きを済ましたれば、喜久の巧みは鸚の嘴と食い違いし次第なりと」

このように、16代木村庄之助の襲名に際しては未亡人・きくから苦情が出されたが、それは経済的な問題である。それを通して分かるのは、当時の木村庄之助は襲名の際、何らかの経済的補償を先代庄之助や未亡人に行なっていたことである。それがどの程度の額だったのかは分からない。また、木村庄之助を襲名すると、どのようにして収益が入る仕組みになっていたかも分からない。かすかに分かるのは、地方巡業の際などに、行司が関わる催し物や地方行司の免許などを授与するとき、何らかの収益があったようだということぐらいである。行司溜りから得られた収益は明治30年代になると、かなり減少したはずなので、その頃には木村庄之助といえども、経済的には豊かではなかったはずだ。それを支払ったのは、もちろん、木村庄之助や式守伊之助が地位として固定していなかったからである。

なお、16代木村庄之助だけでなく、未亡人・きくからは木村瀬平にも「株」を巡って苦情が出ている。それを述べてある記事を参考までに次に示す。

・『中央』（M31.1.28）の「木村庄之助の事」。

「この程木村誠道が16代目庄之助の名跡を相続せし際、15代目故庄之助の妻深山きくが不服を唱えて故障を申し出せしも、仲裁する人ありて誠道より即金50円及び毎年二期大場所ごとに金10円ずつを贈る約束にて局を結びたるところ、ここに庄之助の年寄名義に松翁なるものあり。きくはまたもやこれについて自分勝手の説を唱え、この松翁は庄之助の名義とは全く別物なれば新庄之助へ与えるべきものに非ずと申出せしも、誠道のほうにては松翁の名は元より庄之助に付属したるものなれば、庄之助の名を譲り受けたる以上はこれもまた同様なりとて一切応ぜざりしに、きくは更に木村瀬平に向かい瀬平の名は故夫庄之助の持ち株なりし名なりと申出で、何がためにするところあらむとせしかば、瀬平は大いに驚き、これは奇怪なる申し条なり。わが瀬平の名を得たるは往年14代庄之助が死去の際、自分は当時庄五郎と称し、斯道の古参なれば、本来15代目庄之助にもなるべきところ、事情に妨げられてあたわず。15代目の名跡は遂に庄三郎の手に帰したり。よってそのとき自分は協会よりしてこの瀬平の名を与えられたるなりと立派に跳ね付けたるも、きくは新庄之助及び瀬平に対して苦情を唱えて止まざりしところ、2、3日前、きくは協会へ呼び寄せられ懇々説論を加えたりという。」

15代木村庄之助が年寄株・木村瀬平を行司・庄五郎（当時、後の木村瀬平：NH）に譲渡したことに関しては、次の新聞記事にもその記述がある。

・『朝日』（M30.9.25）の「相撲行司木村庄之助（15代：NH）死す」。

「(前略) 庄三郎と改名し、木村派の三枚まで昇進して紅白の房をも許されしが、去る16年より17年へかけては先代木村庄之助（14代：NH）に厚く用いられ、殊に梅ヶ谷に愛されて、同人が横綱を張りけるとき、庄三郎土俵へ引いて出でたるなど古今例なき名誉を受けしより（中略）兄弟子なる庄五郎を差し置き庄三郎をもって15代目の木村庄之助となし、（中略）兄弟子の庄五郎は庄三郎のために庄之助の株を奪われ、遺憾心外の上なく大いにその席にあるを愧じて一時他の職業に就きけるが、斯道に熟練なる庄五郎のおらざるはこの社会のために惜しむべきことなりと仲裁する人ありて、すなわち庄之助が師匠木村瀬平の年寄株を持ちおりしを庄五郎に譲りて円く局を結び、庄五郎改め木村瀬平にて再行司となりたるが、何分にも一時脱会したるものなれば、弟弟子なる木村誠道の次席にて出勤しいたり（後略）」

年寄株・木村瀬平は売買可能なので、未亡人・きくの申し出にも一理あるはずだが、瀬平はそれを協会より授与されたものだとして簡単にはねつけている。これは年寄名跡の売買に関することなので、瀬平の言い分が正しいのか、それとも未亡人の誤解によるのか、私には分からない。いずれにしても、16代木村庄之助の襲名に伴い、木村瀬平にも未亡人・きくから金銭面の補償が要求されている。

#### 4. 木村瀬平と式守伊之助の席次

明治31年春場所の上位4名の番付は首席・式守伊之助、第二席・木村庄之助（前名：誠道）、第三席・木村瀬平（前名：庄五郎）、第四席・式守与太夫となっている。式守伊之助は先年の12月に亡くなっているため、死跡である。実質的には、木村庄之助が首席、木村瀬平が第二席、式守与太夫が第三席である。ここでは、木村瀬平と式守与太夫について扱う。

- ・『読売』（M29.2.13）の「木村庄五郎の草履」。

「相撲行司木村庄五郎は（中略）先に一旦土俵上草履を免許されたりしも一昨年中（明治26年春場所後：NH）何か意見の合わざるところあり、断然行司を辞して年寄に転職し木村瀬平と改名したりしも昨年（明治28年：NH）1月の場所よりまた行司再勤することとなりしが、席順は規則により木村誠道の次へ格下げとなる。したがって免許の草履も剥奪されたり。」

- ・『朝日』（M30.9.25）の「相撲行司木村庄之助（15代：NH）死す」。

「（前略）兄弟子の庄五郎は庄三郎のために庄之助の株を奪われ遺憾心外この上なく大いにその席にあるを愧じて一時他の職業に就きけるが、斯道に熟練なる庄五郎のおらざるはこの社会のために惜しむべきことなりと仲裁する人ありて、すなわち庄之助が師匠木村瀬平の年寄株を持ちおりしを庄五郎に譲りて円く局を結び、庄五郎改め木村瀬平にて再行司となりたるが、何分にも一時脱会したるものなれば、弟弟子なる木村誠道の次席にて出勤しいたり（後略）」

木村瀬平は一度行司を辞めているので、復帰したときは「規則によって」誠道の次に据え置かれた。具体的な「規則の中身」については分からないが、元の位置より格下げされることになっていたであろう。瀬平の行司復帰は後にさまざまな問題を引き起こしている。木村瀬平は木村庄之助や式守伊之助より由緒ある家柄であるということになっている。

- ・『中央』（M31.1.13）の「相撲だより」。

「行司木村瀬平は今回勤勞によって5月場所勤進元を勤むることとなりしが、同人は先代庄之助よりも古参にして斯道の故実しかのみならずに詳しく加之、その家系は木村庄之助の家より旧家の由にて遠く、その祖先を尋ねれば天正3年織田信長公江州常楽寺において家臣中より力量優れたるものを集めて角力の催しありしとき、茶道の喜瀬蔵春（木瀬蔵春庵＝NH）なるものを抜擢して行司の役に当たらしめたるより、その子瀬平は遂に行司をもって業とし、連綿今日の瀬平に及びたるものなりと。因みに記す。木村庄之助の家は寛永年間初めて仁王仁太夫、明石志賀之助両人が両閥となりて江戸四谷塩町において相撲を興行せしとき、肥後の司家吉田追風氏より相撲目付として木村庄之助なるものを差し遣わされしより遂に江戸相撲の行司となりしものなりという」

もし木村瀬平が実際に織田信長の頃の相撲行司を継承していたなら、木村家や式守家よりも古く、



由緒ある家柄であるが、その真偽については、実際のところ、定かでない。木村瀬平について述べた文献は、その真偽を確認することなく、由緒ある家柄として取り扱っている。長い間断絶していた行司名を後になって復活し、それが由緒ある家柄だと言っても、何か腑に落ちないものがある。木村瀬平が由緒ある家柄を継承していたかどうかの真偽は別にして、当時、木村瀬平はそのように扱われていたことも確かだ<sup>7)</sup>。

また、式守与太夫は明治31年春場所、式守伊之助を襲名することが決まっていたが、8代式守伊之助が勧進元だったため、春場所は式守与太夫のままだった。

・『中央』(M31.1.17)の「相撲だより」。

「先に不幸病死したる式守伊之助の襲名者はこのほどに至り式守与太夫(4代:NH)と確定せしも目下故伊之助の位牌勧進中なれば、しばらく遠慮して襲名の披露は来る5月大場所まで延期することとなりたり。もちろんその代り同人は当場所より土俵上草履を許さる」

式守伊之助が木村庄之助と共に地位として認められていたならば、式守与太夫が9代式守伊之助を襲名したとき、木村庄之助に次ぐ第二席だったはずである。実際、明治31年5月場所の番付では、16代式守伊之助は第二席として記載されている。それが常識的な処理である。しかし、それについて木村瀬平から苦情が出た。

・『中央』(M31.1.19)の「相撲だより」。

「行司式守与太夫が5月大場所より改めて式守伊之助となるにつき、自然番付面に変更をきたし、旧例により庄之助の下に署名せらるる筈なるが、これにつき例のやかまし屋の木村瀬平は大いに不服を唱え、自分は方今斯道第一の古参にして後進誠道、与太夫輩の後に位するは大いに面目に關することなり、宜しく今回の番付のごとく伊之助、庄之助の兩名を突き上げ、その下に自分の名を筆太に置くべしと主張しおる由にて、これを聞きたる庄之助は今後かかる面倒の起らざるよう中入り前の大関、結びの大関及び翌日の顔ぶれ等を各自順番に担当することにせんと言い出せしも、もし天覧相撲などあらん場合にはいかにすべきとの説出で、伊之助の説も立ち消えになりという」

つまり、木村瀬平は自分を式守伊之助より格上に扱ってほしいのである。さすがに、木村庄之助より上位にしてほしいとは主張していない。三名のうちでは、式守伊之助が年齢も若く、経験も少ない。木村瀬平は両家に勝るとも劣らず由緒ある家柄だと誇りに思っている<sup>8)</sup>。自分の考えをなかなか曲げない頑固さもある。おそらく、これには周囲の行司や協会役員も辟易したのであろう。何か円満に処理する方法はないかと模索し、裁きの順序で解決しようとしたが、それを実施すれば不都合が生じる可能性がある。その解決策として、協会は瀬平を第二席、伊之助を第三席として処遇することにした。次の記事はそれを述べたものである。

・『中央』(M31.1.29)の「相撲だより」。

「行司木村瀬平が番付面自分の位置につき新庄之助・伊之助の下に立つを背せず、大いに不服を唱え居るよしは過日の紙上に記せしが、その後協会においては種々協議の上、遂に5月大相撲の番付より上部に庄之助・瀬平の兩名を据え、その下に伊之助を置くことに決したりと言う」

これで分かるように、協会としてもこれまで木村庄之助を首席、式守伊之助を第二席として固定化していなかったことになる。協会としては、木村瀬平の言い分にも一理あることを認めていたか

もしれない。吉田追風も明治34年4月、木村瀬平を「一代限りの立行司」として認めている（『読売』(M34.4.8)）。木村瀬平は番付上、明治38年春場所まで第二席として記載されている。つまり、第三席の式守伊之助より上位に置かれている。

9代式守伊之助が8年間も第三席として扱われていたことは注目に値する。式守伊之助が第二席になったのは、明治38年5月場所である。その間、木村瀬平は第二席だった。木村瀬平を第二席として認めなければならない事情があったにしても、それは、結局、木村庄之助と式守伊之助が地位として固定化していなかったからである。

## 5. 木村庄三郎の式守伊之助襲名

明治41年当時は、木村庄之助が首席、式守伊之助が第二席という席次はほぼ確定していた。これは、吉田追風も認めている。

・『朝日』(M41.1.19)の「行司木村家と式守家」。

「現代の行司にして故実門弟たるは木村庄之助と式守伊之助となり。兩人の位は庄之助が年長たると同時にその家柄が上なるを以て、先ず庄之助を以て上位とせざるべからず。軍扇に紫白の打交ぜの紐を附するはその資格ある驗なり。さて、木村の家格を如何と言うに、吉田家13代がまだ京都にありし頃、江戸より東叡山地堅めのために上覧角力を催すにより、その下向を促せしに事故ありて行くを得ず、当時の木村庄之助をして名代を勤めせしめたる由緒を有す。また、式守は第一番に吉田家門弟となれるものにて伊勢ノ海の家なり。すなわち当時の式守五大夫と言えるは後に行司の職を式守伊之助に譲りて、自分は伊勢ノ海五太夫と名乗りて年寄株となれる来歴なりと言う。」

木村庄之助が年長であり、家柄が上なので、それを上位にするのが妥当だと語っている。当時、すでに木村庄之助が首席、式守伊之助が第二席として認知されていた。17代木村庄之助によると、木村家と式守家が名義を変更して木村庄之助と式守伊之助を襲名するようになったという。

・『相撲画報（春場所号）』(T11.1)の「53ケ年の土俵生活」。

「<sup>むか</sup>往昔は木村家と式守家とは全然別派になっていまして、式守は式守家の行司でなければ継げなかったのですが、それでは木村家に対抗する人物が出ぬ時に非常に困りますので、確か明治39年の5月場所に規則が改正されまして、私は新しい規則によって初めて木村家から式守伊之助を襲名したので、いわば先例を開いたようなものなのです。」(p.32)

同じ趣旨の記事は次の記事でも見られる。

・『春場所相撲号』(T11.1)の「武士道を知る木村庄之助一代記」(89-91)。

「木村家と式守家とは全然別派なので、木村家の者には、式守を継ぐことはできない定めであったけれども、この規則を厳守していると、式守家に、木村家に対抗する人物ができないときには、困るので、規則を改正して、式守家の者でも、場合によっては、木村家を継ぐことができる、また木村家の者でも、式守家を継ぐことができるということになった。その結果として、木村庄三郎は、式守伊之助を継ぐことになったのであった。」(p.90)

要するに、明治39年頃には式守伊之助と木村庄之助は単に名義を交換するだけで襲名することが決まっている。実際に木村庄三郎から10代式守伊之助を襲名し<sup>9)</sup>、その後さらに17代木村庄之助を

襲名した当事者が語っているので、その内容は間違いはないはずだ<sup>10)</sup>。規則として文書化されたかどうかは分からないが、名義交換で順送りに式守伊之助と木村庄之助を襲名することが協会や行司の中では決まっていたに違いない。

明治39年頃に名義交換で順送りに式守伊之助や木村庄之助を襲名することになっていたはずだが、当時の新聞を見ると、その考えは必ずしも浸透していなかったようだ。というのは、誰を次の木村庄之助や式守伊之助にするかは決まっておらず、その人事を巡って推測記事が多く見られるからである。

・『都』(M43.4.29)の「庄之助の跡目」。

「順序格式より言えば伊之助の相続を相当とせんも本家伊勢の海にて承引すまじく、且つ団扇の作法において異なるところあれば、庄三郎一躍して庄之助を襲うべく予期せらる。また現在庄之助・伊之助の格式を論ずれば、団扇に下紐において差異あり。庄之助は紫、伊之助は紫白打交ぜにて庄三郎と同様なりと」

16代木村庄之助の引退は、明治42年頃から噂になっていた。その記事をいくつか示す<sup>11)</sup>。

・『読売』(M42.12.15)の「木村庄之助引退」。

「ヨボヨボ行司の仇名あった立行司木村庄之助は明所初年に先代高砂と共に改心組に加わり大相撲協会を覚醒させた功もあり、また近々庄之助勸進元の順番ともなりおるより、協会では昨今非難続出するにかかわらず引退を強制しなかったが、自身も大いに省みるところあつてか今場所から木村左司摩と改名し、庄之助名義を庄三郎に譲ると共に番付面から名こそ省かざれ、事実において引退するに決したそくだ」

・『読売』(M43.2.20)の「庄之助の引退」。

「木村庄之助はもうよほど前からブル庄と言われるくらいに中気で土俵の上でも振るえて行司が勤まりかねたが、いよいよ来る5月場所の勸進元を名残に引退することとなった。また引退後、改名するとのうわさもあつたが別に改名等のことはなく、全然廃業するようになろう」

・『国民』(M43.5.2)の「引退後の庄之助」。

「立行司木村庄之助は61歳をもって5月場所に名残の勸進元を勤め打ち上げ後引退すべしと伝えられる。」

・『読売』(M43.7.8)の「庄之助引退せず」。

「立行司木村庄之助は本年夏場所の勸進元を名残に引退するはずなりしも、同人は有名なる貧乏にて引退すればその日の生活にも困難する始末にて、同人の引退は今一場所延期され、来春は庄之助及び伊之助(故人)の名義をそのまま番付に載せ、来夏、庄三郎、進が両立行司の後を襲うに至るべく、それと同時に88人定員の年寄数を2名増員し、庄之助引退名松翁と伊之助引退名長浜鬼一郎とを再興し、永浜は欠員のままに置き、先ず庄之助が松翁を襲名すべしと」

・『中央』(M44.1.5)の「木村庄之助の進退」。

「行司木村庄之助は前場所限りにて退隱の志ありて例のチョン鬘をさえ断ちたるにその後継者たる木村庄三郎はまだ年も若きことゆえ、今少し庄之助に引退を思いとどまらしめんとの注意をなす者続々あるより、同人は従来通り行司を勤むることとなり、当一月場所の土俵にも上るべしと」

16代木村庄之助は明治42年頃から引退するという噂はあったが、結局、明治45年春場所まで引退しなかった。そのために、17代木村庄之助を誰にするかが話題となったのである。結果的には、その期間、立行司をどのように決めるかをじっくり考えることができたことになる。いずれにしても、これらの記事で分かることは、次の点である。

- (a) 明治43年4月当時、まだ襲名の順序は明確に決まっていなかった。
- (b) 木村家と式守家は別系統という意識があった。軍配の握りも異なる。

木村庄三郎が式守伊之助を襲名するのではなく、9代式守伊之助を飛び越して庄之助を襲名するはずだという。もし名義交換だけで式守伊之助が木村庄之助を襲名することが決まっていたならば、9代式守伊之助が17代木村庄之助を襲名し、木村庄三郎が10代式守伊之助を襲名するはずだ。少なくともそのような記事内容になっていなければならない。

さらに、興味を引くのは、木村姓や式守姓には力士を呼びあげるとき、それぞれ軍配の握り方が異なるが、それを遵守するかどうかについての言及がないことである。現在の流儀からすれば、「姓」を変えれば同時に、軍配の握り方を変えなければならない。明治44年5月に木村庄三郎が10代式守伊之助を襲名したとき、軍配の握り方を「陰」の構えから「陽」の構えに変えただろうか。また、明治45年5月、その10代式守伊之助が17代木村庄之助を襲名したとき、握り方を「陽」の構えから「陰」の構えに変えただろうか。木村進も明治45年5月、11代式守伊之助を襲名しているが、軍配の握り方を変えただろうか。これに関してはどのような姿勢で臨んだか分からないが、名義変更にはこのような問題も生ずるはずである。しかし、これは名義変更に比べれば、あまりにも些細なことかもしれない。

9代式守伊之助は本人自ら、17代木村庄之助の襲名を遠慮している。本人が遠慮すれば、それも許されたらしい<sup>12)</sup>。

・『読売』(M43.5.21)の「庄三郎の改名」。

「庄之助引退後は、本来ならば、新規約により式守伊之助が襲名すべき筈なれど、同人の希望にて木村庄三郎が司家より紫房を許され、次場所より庄之助を襲名するよし」

9代伊之助は高齢で、病気がちだったため、17代木村庄之助を襲名せず、結果的に、木村庄三郎がその名を襲名することになった。これも木村庄之助と式守伊之助の地位が固定していなかったからである。たとえ病気であっても、順送りの襲名が決まるのであれば、それを踏襲するのが筋だ。しかし、これは意外な展開で幕が下りた。9代式守伊之助が明治43年6月に亡くなったのである。こうなると、誰が10代式守伊之助を襲名するかである。

・『時事』(M43.6.30)の「伊之助の後継者一名義のみの交換か」。

「(前略)立行司式守伊之助死去につき、気早の連中はすでにその後継者を云<sup>うんい</sup>為し、協会にては未だ公然死去届けあらざる限りはその儘になしおくはずなりと言えり。されどこの問題はそれまでの間に必ず起こり来る問題にして、協会規約よりすれば次席者木村庄三郎が進級して伊之助名義で継承すべきが当然なるも、伊之助には伊之助名義の年寄同様の株あることと、木村庄之助が退隠することが、この問題を難儀ならしむるに至るべく、もし庄三郎が伊之助名義を継ぐとすれば庄之助の後継者には誰を押すべきか、これには庄三郎の次席者木村進が一躍して庄之助とならんとするものあらんも、それは行司の席順として後進の進が庄三郎の上に立つこととなりて、これも穏当なる処置にあらず。されば庄三郎は庄之助の後継者とし暫く現位置にありて、進が伊之助名義を継承

せんか。それにても一時後継者が先輩の上に立つこととなりて面白からずとて、今日のところ何とも予測すべからざるあり様なりと言えり。右につき力士、行司、年寄間には位置その儘にて名義のみを交換する慣例ある由にて、もしこの例によるとすれば来春場所後、公然死亡届けありたる後、木村庄三郎進みて伊之助を継ぎ、しかし木村庄之助が退隠する際には、またまた名義の交換を行いて、さらに木村進が伊之助を継ぎ、庄三郎は伊之助より庄之助を継ぐに至るべしとの説あり。目下のところにてはこの説もっとも正鵠に近しと某角通は語りいたり。」

明治39年頃に名義交換で式守伊之助や木村庄之助の襲名が決まっていたならば、この記事は余計な推測になるが、やはりまだ文書化されていなかったようだ。

・『都』(M44.1.9)の「伊之助の候補者」。

「故式守伊之助の候補者に木村進がなると専ら評判されたが、最近庄之助が松翁を許さるるにしても是非今暫く土俵を勤めさせたいと両横綱から提議があったため、本人も剃髪したに拘わらず兎も角この場所だけ庄之助名義をもって勤めることになり、したがって庄之助の跡取り庄之助は順押しに伊之助が襲名し、進が庄三郎になることに確定した。いずれ本場所打ち上げ後公にせらるるであろう」

・『日日』(M44.2.11)の「10代目伊之助一庄三郎襲名す」。

「行司9代目式守伊之助は昨年5月場所後病死したるも当場所(1月場所:NH)は勸進元なりしを以ってその死を秘して勸進元たらしめしが、今回その後任をして同じく立行司木村庄三郎が襲名して10代式守伊之助となり、今6日目の土俵にてその披露をなす筈なり。(中略)なお、彼は今回伊之助の後を襲名するも庄之助引退せば直ちにその後を継ぐ筈にて、その時は今の木村進が伊之助を継ぐ由なるも、庄三郎の後は相続人未定にて当分空席の儘ならんと」

立行司の継承問題は明治43年4月から44年2月の間で決着したことになる。ここに、順送りの人事が決まったと言ってよい。

・『夕刊やまと』(M44.2.11)の「<sup>いまだ</sup>庄之助未し」。

「立行司木村庄之助はすでに足腰の自由を失えるも心身堅実なれば当分引退はせざるはずなりと。したがって同人引退後直ちに襲名の予定なりし木村庄之助は一先ず式守伊之助を襲名すべく本日決定したり」

・『都』(M44.2.13)の「伊之助襲名」。

「既報の通り木村庄三郎が順押しに進んで式守伊之助を襲名することとなり、昨日披露をすましたり」

木村庄三郎が式守伊之助を襲名することが明治44年2月、正式に決まっている。これで立行司の継承問題は一見落着いたが、10代式守伊之助が番付で掲載されるのは夏場所である。

・『時事』(M44.5.21)の「10代目式守伊之助」。

「昨年9代目の式守伊之助が病没してから誰に10代目を相続させようかということがちょっと問題になったが、伊之助の名は木村庄之助に続いての位置なので、全体ならば庄之助の引退後17代目庄之助に出世すべき系統を引いている木村庄三郎に差し当り10代目式守伊之助を相続させ、他日庄之助引退の暁には改めて庄之助を継がせることとなって、庄三郎はいよいよ当場所から伊之助を名乗ることとなった。」

10代式守伊之助は襲名後、式守伊之助にまつわる崇りを祓い清めるために、「川瀬餓鬼」の供養を行なっている。

- ・『中央』（M44.6.6）、「行司4代に崇る猪王山等の霊」<sup>13)</sup>。

「立行司式守伊之助（10代：NH）は7日午前10時より大川筋において盛んなる川施餓鬼を行い、6代目より9代目までの先祖並びに式守家に縁ある横死力士猪王山（明治5年4月25日本所2つ目にて死亡）、榊山（明治4年6月22日大川筋に入水）、力士伊勢ヶ浜の縁女某（慶応元年5月死亡）等の追善をなす由なるが、当日は伝馬3艘に友綱部屋の力士国見山以下数十名と行司与太夫、勘太夫、錦太夫等乗り込み、深川万福寺住職導師を勤め賑やかに流れを下りて中洲に到着する筈なり。因みに式守家にはいかなる因縁ありてか、6代目より4代の伊之助は相續きて位牌勸進元となりおりて、不詳この上もなければ、当代（10代目）の伊之助怖気を奮ってこの企てに及べるなりと」

式守伊之助を襲名した行司が3代も続いて亡くなり、番付で「位牌勸進元」になったことから、供養を行なっている。明治45年1月、場所前に16代木村庄之助は亡くなった。その後を誰が襲名するかが問題になるが、これはすんなり決まった。この時点までに、立行司をどのように決めるかは決まっていたからである。

- ・『中央』（M45.1.7）の「伊之助襲名せん」<sup>14)</sup>。

「16代目庄之助の没後その名跡を継ぎて17代目木村庄之助となるべきは立行司式守伊之助にて、これと共に伊之助を襲名するは木村進なるが、襲名の時期は協会並びに木村、式守両家協議の上、遠からず決定すべしと言う。」

16代木村庄之助は春場所の番付に載っているの、順調にいけば、10代式守伊之助が17代木村庄之助として番付に載るのは夏場所である。同時に、木村進が11代式守伊之助として夏場所の番付に載るはずだ。

- ・『朝日』（M45.1.8）の「17代目庄之助」。

「16代の木村庄之助が死んだので早くも17代目は誰が相續するかの問題が起こってきた。ところで考えるにこの木村庄之助の名義は往年末席にいた某行司が襲名したことがあったので、本来ならば行司の最高位に記載すべきを永らく式守伊之助の次席に据え置いたことがあった。それを先年協会で庄之助と伊之助の両名義は協会の役員が功労と技量を鑑査して上席の者に限り襲名させることに制定したことがあるから、17代目は式守伊之助が襲名し、伊之助の名は木村進が継ぐであろう」

場所前に木村庄之助は亡くなっているの、17代木村庄之助と11代式守伊之助の襲名は夏場所番付となる。

- ・『時事』（M45.1.22）の「行司の襲名」<sup>15)</sup>。

「16代目庄之助の死亡後、今場所は遂にそのままとなし置きたるが、21日千秋楽日に当り既報の如く伊之助は17代目木村庄之助となり、進は11代目式守伊之助を襲名披露したり」

明治末期になっても、木村庄之助と式守伊之助を襲名する場合、その相続料を支払っていたようだ。

- ・『やまと』（M44.2.22）の「行司連の申合書」。

「行司木村庄三郎の式守伊之助襲名に次いで進級行わるる旨取り沙汰されしが、いよいよ昨日をもって従来緋房

を許されおる木村進は紫白の房に昇進し、その後を襲いて庄吾緋房を許されたり」

- ・木村庄之助、式守伊之助の名義を相続するものは未亡人または遺族へ一時金300円を贈り、なお大場所ごとに香花料として金10円ずつ贈ること。(申合書的一条項)

なぜそのような相続料を支払っていたかは分からない。当時でも木村庄之助、式守伊之助を襲名すると、それに付随して何らかの収益があったかもしれない。それがどのようなものであり、どの程度の収益があったのかは分からない。免許状などを授与したことは分かるが、それによってどの程度の収入があったかは分からない。しかし、断片的な資料を詳しく調べれば、ある程度のことは分かるかもしれない。

## 6. おわりに

本稿では、主として、新聞や雑誌の記事に基づいて、いくつかの点を調べてきたが、大体、次のような結論になった。

- 立行司の決定権は協会にあったか、それとも両家にあったのか。  
誰を立行司にするかは協会に決定権があった。両家は誰がふさわしいかを推薦することはできたかもしれないが、それを決定するのはやはり協会だった。
- 協会が両家を支配下に置いたのはいつごろか。  
明治30年ないし32年頃である。行司を協会の支配下におく経緯やそれに憤慨して木村銀次郎が行司を辞めたことなどが雑誌記事にある。
- 木村庄之助と式守伊之助の席次はいつごろ決まったのか。  
17代木村庄之助が語っているところによると、明治39年頃である。しかし、それは文書化されていなかったらしい。というのは、その後も誰を後継者にするかで推測記事が新聞を賑わしているからである。立行司の継承問題は明治43年4月から44年2月の間で決着している。
- 木村庄之助と式守伊之助の襲名が席次順になったのはなぜか。  
本稿では、これに関しては具体的に触れていないが、いくつか理由を上げることができる。
  - ・行司の支配権が協会に属したこと。
  - ・木村家と式守家の権威が失われてきたこと。
  - ・名義交換をし、席次順に昇格しても支障がないこと。
  - ・木村家と式守家の間で出世が公平になること。
- 木村瀬平はなぜ第二席になったのか。  
これにもいくつか理由があげられる。
  - ・瀬平の年齢が上で、経験が豊富だったこと。
  - ・瀬平の家柄が由緒あることを唱えていたこと。
  - ・瀬平は押しが強く、その主張に協会側も辟易していたこと。
  - ・吉田追風が瀬平の言い分に一定の理解を示していたこと。

本稿ではまったく触れていないが、明治30年当時、高砂取締の權威に陰りが見え、瀬平の苦情を抑え込むことができなかつたかもしれない。

現在は木村庄之助が首席、式守伊之助は第二席だが、そのように決まったのは明治の後半のことである。そのことを最後に強調しておきたい。明治時代は明治38年春場所まで木村庄之助と式守伊之助の間に木村瀬平がいたし、明治30年までは式守伊之助がときどき首席になっていたこともある。

## 参考文献

- (相撲関連の雑誌、明治・大正時代の新聞等も参考にしたが、参考文献から省略してある。)
- 綾川五郎次編、大正3年、『一味清風』、学生相撲道上設立事務所。  
『大相撲人物大事典』、『2001、相撲』編集部、ベースボール・マガジン社。  
『角界時報』、昭和14年6月、角界時報発行所。  
風見明、2002、『相撲、国技となる』、大修館書店。  
上司子介編(上司延貴著)、明治32年、『相撲新書』、博文館。  
酒井忠正、昭和31年/39年、『日本相撲史(上・中)』、ベースボール・マガジン社。  
『相撲大観』(相撲増刊)、昭和30年7月。  
『相撲大事典』、金指基、2002、現代書館。  
根間弘海、1998、『ここまで知って大相撲通』、グラフ社。  
根間弘海、1998、『Q&A型式で相撲を知る SUMO キークエストION258』(岩淵デボラ訳)、洋半出版。  
根間弘海、2006、『大相撲と歩んだ行司人生51年』(33代木村庄之助と共著)、英宝社。  
根間弘海、2009、「行司の帯刀」『専修人文論集』第84号、pp.283-313。  
根間弘海、2010、『大相撲行司の伝統と変化』、専修大学出版局。  
根間弘海、2010、「立行司も明治11年には帯刀しなかった」『専修人文論集』第87号、pp.199-234。  
根間弘海、2010、「草履の朱房行司と無草履の朱房行司」『専修経営学論集』第91号、pp.23-51。  
根間弘海、2010、「上覧相撲の横綱土俵入りと行司の着用具」『専修経営学論集』第91号、pp.53-69。  
『本朝相撲之司吉田家』、大正2年、肥後相撲協会(著作兼発行者)。  
三木愛花・山田春塘、明治35年、『相撲大観』、博文館。  
山田伊之助編、明治34年、『相撲大全』、服部書店。  
三木愛花、明治34年、『相撲史伝』、曙光社/『増補訂正日本角力史』、明治42年、吉川弘文館。  
和歌森太郎、2003、『相撲今むかし』、河出書房新社、昭和38年版の復刊。

資料：明治2年春場所から大正4年1月までの上位3名の順位。

この表には上位3名がどのように変化したかが記されている。変化した年号を中心に示してある。大正4年春場所までを対象にしてあるのは、それまで上位3名の席順が固定していないからである。しかし、大正4年春場所以降、上位2名の席順は定着している。

### 1. 明治2年3月場所。

- (a) 首席：庄之助(13代)、期間：K6.11~M9.4(M9.5：首席扱い)。  
・生年：文化5年、死亡：M12.2.15。  
・前名：木村多司摩。
- (b) 二席：伊之助(6代)、期間：K6.11~M13.5(M14.1：願人死跡)。  
・生年：文化11年、死亡：M13.9.2。



- ・前名：式守鬼一郎（2代）。
- (c) 三席：鬼一郎（3代）。
  - ・後の7代伊之助（M16.1～M16.5）。
  - ・前名：式守勘太夫（2代）。

○明治10年1月場所。

- (a) 首席：伊之助（6代）。期間：M10.1～M13.5（M14.1：願人死跡）。
  - ・伊之助が5年ほど首席だった。
  - ・M9.5：番付では第二席となっている。
  - ・M14.1：願人・長浜伊之助として番付に記載されている。
- (b) 二席：庄之助（14代），期間：M10.1～18.1（M18.1：願人死跡）。
  - ・生年：文政9年，死亡：M17.8.14。
  - ・前名：木村庄太郎（10代）。
  - ・明治14年1月，首席になった。
- (c) 三席：鬼一郎（3代）。

○明治14年1月場所。

- (a) 首席：庄之助（14代），期間：M14.1～M18.1（M18.1：死跡）。
  - ・それまでは第二席だった。
- (b) 二席：鬼一郎（3代）。
  - ・伊之助不在。
- (c) 三席：庄三郎（4代），期間：元治元年10月～明治18年1月。
  - ・前名：角次郎。
  - ・後の庄之助（15代），期間：M18.5～M30.5。

○明治16年1月場所。

- (a) 首席：庄之助（14代）。
- (b) 二席：（3代鬼一郎改め）伊之助（7代），期間：M16.1～16.5（M17.1：願人死跡）。
  - ・生年：天保14.5.14，死亡：M17.8.15。
  - ・前名：鬼一郎（3代）。
  - ・在位は2場所だった。
  - ・M17.1：願人・式守秀五郎として番付に記載されている。
- (c) 三席：庄三郎（4代）。

○明治17年1月場所。

- (a) 首席：庄之助（14代）。
  - ・第二席にも第三席にも伊之助はいない。
- (b) 二席：庄三郎（4代），期間：M17.1～M18.1。
  - ・7代伊之助が死亡し，番付では第二席に昇格した。
- (c) 三席：与太夫（3代），期間：M4.3～M17.1。
  - ・後の8代伊之助。

○明治17年5月場所。

- (a) 首席：庄之助（14代）。

## 根間弘海

- (b) 二席：庄三郎（4代）。
  - ・番付では、一段目で庄之助の左側に記されている。
  - ・伊之助は、二段目の中央に記されている。
- (c) 三席：伊之助（8代），期間：M17.5～31.1（M31.1：願人死跡）。
  - ・生年：天保14.5.14，死亡：M30.12.18。
  - ・前名：与太夫（3代）。
  - ・与太夫（3代）が伊之助（8代）を襲名したが，第二席ではない。
  - ・伊之助（7代）がM16.5（M17.1：願人死跡）に亡くなっている。

### ○明治18年5月場所。

- (a) 首席：（庄三郎改め）庄之助（15代），期間：M18.5～30.5。
  - ・生年：天保10.10.20，死亡：M30.12.18。
  - ・前名：庄三郎（4代）。
  - ・14代庄之助はM18.1（M18.1：死跡）に亡くなっている。その後を庄三郎（4代）が襲名した。
- (b) 二席：伊之助（8代）。
  - ・伊之助（8代）は第三席から第二席になった。
- (c) 三席：庄五郎，期間：安政7.2～M23.5。
  - ・明治24年1月，庄五郎は瀬平に改名した。
  - ・後の6代木村瀬平。

### ○明治26年5月場所：庄之助，伊之助，誠道

- (a) 首席：庄之助（15代）。
- (b) 二席：伊之助（8代）。
- (c) 三席：誠道（初代）。
  - ・後の16代庄之助。
  - ・誠道は明治11年5月，高砂組から東京相撲に復帰し，十両格となった。
  - ・瀬平（前名：庄五郎）が明治26年1月場所後に辞職したので，5月場所では消えている。しかし，瀬平は28年1月場所で復帰し，誠道の次席に据え置かれた。

### ○明治31年1月場所。

- (a) 首席：伊之助（8代），期間：M17.5～31.1（M31.1：願人死跡）。
  - ・生年：嘉永2年11月12日，死亡：M30.12.18。
  - ・番付では最上段で，庄之助の右側に伊之助として記されている。つまり，伊之助が首席扱いである。
  - ・願人の欄では（式守伊之助事）長浜鬼一郎として記されている。
- (b) 二席：庄之助（16代），前名：誠道，期間：M31.1～45.1。
  - ・生年：嘉永2.11.12，死亡：M45.1.6。
  - ・前名：誠道（初代）。
- (c) 三席：瀬平（6代）。
  - ・生年：天保8，死亡：M38.2.5。
  - ・前名：庄五郎（3代）。

### ○明治31年5月場所。

- (a) 首席：庄之助（16代）。

- ・庄之助は瀬平より12歳下，庄之助より5歳下。
- (b) 二席：瀬平（6代），期間：M31.1～M38.1。
  - ・瀬平が最上段で庄之助の左側に記されている。つまり，第二席と扱われている。
- (c) 三席：伊之助（9代），期間：M31.5～44.2（M44.2：願人死跡）。
  - ・生年：嘉永7.6，死亡：M43.6.28。
  - ・前名：与太夫（4代）。
  - ・明治31年1月場所では第二席だったが，この場所からは第三席になっている。番付では二段目の中央に記されている。

○明治38年5月場所。

- (a) 首席：庄之助（16代）。
- (b) 二席：伊之助（9代）。
  - ・第二席だった瀬平が明治38年1月場所後に亡くなっている。
- (c) 三席：庄三郎（6代）。
  - ・後の10代伊之助及び17代庄之助。

○明治39年1月場所。

- (a) 首席：庄之助（16代）。
- (b) 二席：庄三郎（6代）。
  - ・伊之助と庄三郎の順位が入れ替わっている。最上段で庄之助が右側に，庄三郎が左側に記されている。伊之助は二段目の中央に記されている。
  - ・もし庄三郎が第三席ならば，最上段で庄之助の左側に記されるはずだ。
- (c) 三席：伊之助（9代）。
  - ・伊之助が第三席になっている。なぜ伊之助と庄三郎の順位が入れ替わったのかは不明。

○明治40年1月場所。

- (a) 首席：庄之助（16代）。
- (b) 二席：伊之助（9代）。
  - ・伊之助と庄三郎の席順が入れ替わっている。
- (c) 三席：庄三郎（6代）。

○明治44年1月場所。

- (a) 首席：庄之助（16代）。
- (b) 二席：伊之助（9代）。
  - ・伊之助はM43.6に亡くなっているが，明治44年1月の番付ではまだ伊之助（第二席）として記されている。
- (c) 三席：庄三郎（6代）。

○明治44年5月場所。

- (a) 首席：庄之助（16代）。
- (b) 二席：伊之助（10代），期間：M44.5～45.1。
  - ・前名：庄三郎（6代）。
  - ・生年：文久2，死亡：T13.7.19。
  - ・庄三郎が伊之助（10代）を襲名した。
  - ・木村姓が式守伊之助を襲名したのは初めて。

## 根間弘海

- (b) 三席：進。
  - ・生年：万延元年，死亡：T3.3.15。
  - ・前名：進。京都相撲出身で，明治31年に進に改名した。

### ○明治45年1月場所。

- (a) 首席：庄之助（16代）。
  - ・庄之助は場所前（M45.1.6）に亡くなったが，明治45年1月の番付ではまだ首席として記されている。
- (b) 二席：伊之助（10代）。
- (b) 三席：進。
  - ・後の伊之助（11代）。

### ○明治45年5月場所。

- (a) 首席：（伊之助改め）庄之助（17代），期間：M45.5～T10.5。
  - ・生年：文久2，死亡：T13.7.19。
  - ・前名：伊之助（10代）。
  - ・伊之助が庄之助に昇格した。
  - ・伊之助が改名して庄之助を襲名したのは初めて。
- (b) 二席：（進改め）伊之助（11代），期間：M45.5～T3.1。
- (b) 三席：誠道。
  - ・後の伊之助（12代）。

一以上

### 〈注〉

- 1) 本稿では引用する際，特に時代が古い場合，語句やスタイルを少し変更することがある。正確な引用が必要であれば，明記してある出典に当たることを勧める。
- 2) これと同じ趣旨の記事が『大阪朝日』（M30.9.26）の「木村庄之助没す」にもある。
- 3) これとほとんど同じ趣旨の記事が『朝日』（M30.9.25）の「相撲行司木村庄之助死す」にもある。
- 4) 庄五郎（のちの瀬平）は明治15年7月に上草履を許され，明治24年1春場所，瀬平に改名している。明治26年春場所後に行司を辞め，年寄になったが，明治28年春場所，行司に復帰している。明治32年3月に紫房を授与されている（『読売』（M32.3.16））。
- 5) これと同じ趣旨の記事は『読売』（M30.12.18）にも見られる。
- 6) これとほとんど同じ趣旨の記事が『中央』（M30.12.27），「木村庄之助襲名の始末」にも見られる。
- 7) 木村瀬平の家柄については，たとえば『中央』（M31.1.13）にも信長時代の行司木瀬蔵春庵に遡る家柄であると記述されている。たとえ歴史的に遡ることができても，途中で途切れてしまったものを復活した場合，それを由緒ある家柄を継続したと言えるかどうか怪しい。たとえば，現在でも昔の行司名を時々復活して使用する場合があるが，それには特別に意味はない。名前を復活して継承したにすぎない。連綿と続く行司名の継承とは違うはずである。
- 8) たとえば，『大阪朝日』（M34.4.17）の「立行司の事」にも木村瀬平の家系について天正年間までさかのぼることが記されている。
- 9) 木村庄三郎は明治37年5月，草履を許され（『日出国』（M37.5.29），また明治38年5月，紫白房を許された（『都』（M38.5.29）））。
- 10) 木村庄三郎は明治37年5月，草履を許され（『日出国』（M37.5.29），明治38年5月，紫白房を許された（『都』（M38.5.29）））。

- 11) 明治43年当時、16代木村庄之助が行司を辞めるという推測記事はたくさんある。たとえば、『萬』(M43.2.29)の「庄之助の勧誘」や『都』(M43.4.29)の「式守家を相続す」などもその例である。
- 12) 大正3年5月にも同じような問題があった。木村誠道は一時「式守伊之助」の襲名を固辞し、木村誠道で第二席を務めている。面白いことに、協会もそれを許している。
- 13) この模様は『時事』(M44.6.8)の「式守の川施餓鬼一式守家所縁の亡霊を吊う」にも見られる。供養ではないが、縁起を担ぐため、20代松翁も伊之助になった頃、軍配房を紫白半々にしている(『大相撲夏場所号』(S15.5)の「辛い行司の立場」(pp.54-6))。
- 14) 同じ趣旨の記事は『都』(M45.1.7)の「立行司庄之助死す」にも見られる。
- 15) 17代木村庄之助と11代式守庄之助の襲名に関しては、当時の多くの新聞記事で見ることができる。たとえば、『日日』(M45.1.9)の「17代目は伊之助」、『やまと』(M45.1.12)の「行司の襲名」などがある。